

第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第3期実施計画 策定に寄せて

本市では、今後の川崎の教育がめざす教育振興基本計画として、平成27(2015)年3月に、概ね10年を計画期間とする「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」を策定しました。「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」を基本理念とし、「自主・自立」、「共生・協働」を基本目標と定め、具体的な取組内容については、新たな課題や状況の変化にも柔軟に対応できるよう、概ね4年ごとに見直しを行い、計画の改定を行っております。

本プランに基づき、さまざまな教育施策を推進してまいりましたが、この間、さまざまな社会状況の変化や事件等があり、本市の教育にも大きな影響が及びました。多摩川での中学生死亡事件、登戸での殺傷事件、登下校時の交通事故、また大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、児童生徒の生命・安全に関わる面においても、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした変化に加え、急速に進むデジタル社会への移行や、GIGAスクール構想の推進などの新たな教育課題に機動的に対応するため、このたび、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする第3期実施計画を策定しました。

先行きが不透明で予測困難な時代を、子どもたちが、社会との関りを深めながら、目標を持って自ら未来を切り拓き、持続可能な社会の創り手として育っていくために必要な資質・能力・態度の育成が求められています。そのためには、答えのない課題に対して、子どもたちが主体的に考え、判断し、多様な人々と協働しながら、課題にアプローチしていく能力がより一層必要になります。また、これからの時代の教育では、これまで以上に「社会に開かれた教育課程」を展開し、地域との協働・連携をさらに進め、学校と地域とのつながりを強化していくことも求められます。さらに、社会教育においても、人生100年時代を見据え、学びの機会や学びの場の充実を図りながら、人づくり、つながりづくり、地域づくりを職員が積極的にコーディネートし、市民の生涯学習の充実に向けた取組が重要であると考えています。

予測困難な時代の教育の充実に向けては、教職員・職員一人ひとりのさらなる意識改革が必要です。GIGAスクール構想の推進をはじめとする学びの変容に対して、新しい発想や考え方を積極的に取り入れながら、教育活動の質を向上させていくこと、また、学校は学校教育の場であるとともに防災拠点・生涯学習の拠点でもあり、地域の貴重な資源として市民が集い、活用を通じてつながる場であることを十分に認識し、これまでの意識や行動を変容させていく必要があります。このような意識改革の下、社会状況の変化に柔軟に対応しながら、第3期実施計画に示した施策や事務事業を着実に推進していきたいと考えています。そして、保護者や地域の皆様と力を合わせ、本プランの基本理念や基本目標の実現に向けて、全力で取組を進めてまいります。

令和4(2022)年3月

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

目次

第1章 はじめに	1
1 かわさき教育プランについて	1
(1) 教育プラン策定の趣旨	1
(2) 教育プランの全体像	1
(3) 教育プランの位置づけ	3
(4) 基本理念と基本目標	4
第2章 これまでの実施計画の取組状況	6
1 第1期から第2期実施計画における主な取組状況	6
(1) 社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成	6
(2) 「生きる力」の育成	7
(3) 中学校完全給食の実施	8
(4) 「GIGAスクール構想」に基づく取組の推進	8
(5) 一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援	8
(6) 学校安全の推進	9
(7) 良好な教育環境の整備	10
(8) 県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲	10
(9) 教職員の働き方・仕事の進め方改革	10
(10) 家庭・地域の教育力の向上	10
(11) 社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援	11
(12) 文化財の保護・活用と博物館の運営	11
第3章 第3期実施計画	13
1 第3期実施計画における基本的な考え方	13
(1) 本市をめぐる国の動向や社会環境の変化	13
(2) 対応すべき主な教育課題	16
(3) 第3期実施計画の策定	18
2 第3期実施計画とSDGsの関係	19
(1) SDGs達成に貢献する教育の推進	19
(2) 第3期実施計画とSDGsの関係	19
3 第3期実施計画の全体像	20
4 第3期実施計画の政策体系	22
5 第3期実施計画期間の取組	24

基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	24
施策1 キャリア在り方生き方教育の推進	28
基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	30
施策1 確かな学力の育成	34
施策2 豊かな心の育成	37
施策3 健やかな心身の育成	41
施策4 教育の情報化の推進	44
施策5 魅力ある高等学校教育の推進	49
基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	51
施策1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	56
基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する	63
施策1 安全教育の推進	66
施策2 安全・安心で快適な教育環境の整備	68
施策3 児童生徒数・学級数増加への対応	71
基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する	73
施策1 学校運営体制の再構築	78
施策2 学校運営の自主性、自律性の向上	79
施策3 教職員の資質・能力向上	81
基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	83
施策1 家庭教育支援の充実	86
施策2 地域における教育活動の推進	87
基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	90
施策1 自ら学び、活動するための支援の充実	93
施策2 生涯学習環境の整備	96
基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	99
施策1 文化財の保護・活用の推進	102
施策2 博物館の魅力向上	105

第4章 進捗管理の考え方 107

第5章 資料編 108

1 児童生徒の意識調査について	108
2 語句説明一覧表	114
3 川崎市教育改革推進会議運営要綱	124
4 川崎市教育改革推進会議委員名簿	125

掲載コラム一覧

基本政策Ⅰ

キャリア在り方生き方教育とは29

基本政策Ⅱ

読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画38

川崎市の人権尊重教育38

川崎市立学校における教育の情報化推進計画45

かわさきGIGAスクール構想46

基本政策Ⅲ

支援教育コーディネーターとは57

ヤングケアラーとは58

基本政策Ⅳ

学校プールの効率的な運用整備について69

義務標準法の改正について71

基本政策Ⅴ

教職員の働き方・仕事の進め方改革76

小学校における教科担任制について82

基本政策Ⅵ

地域の寺子屋事業について88

基本政策Ⅶ

教育文化会館の再編整備について97

基本政策Ⅷ

橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業103

語句説明一覧表について

文中の*が付された語句については、「語句説明一覧表」(p114~123)を参照してください。

なお、*は語句の初出にのみ付しています。

第1章

はじめに

1 かわさき教育プランについて

(1) 教育プラン策定の趣旨

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の約10年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものです。

本市では、平成17(2005)年3月に策定した「かわさき教育プラン」(平成17(2005)年度～平成26(2014)年度)が果たしてきた役割を継承しつつ、子どもの実態や社会情勢の激しい変化等を踏まえ、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として、平成27(2015)年3月に、新たに「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」(以下「教育プラン」という。)を策定しました。

(2) 教育プランの全体像

ア 対象期間

平成27(2015)年度から概ね10年間を対象とします。

イ 対象分野

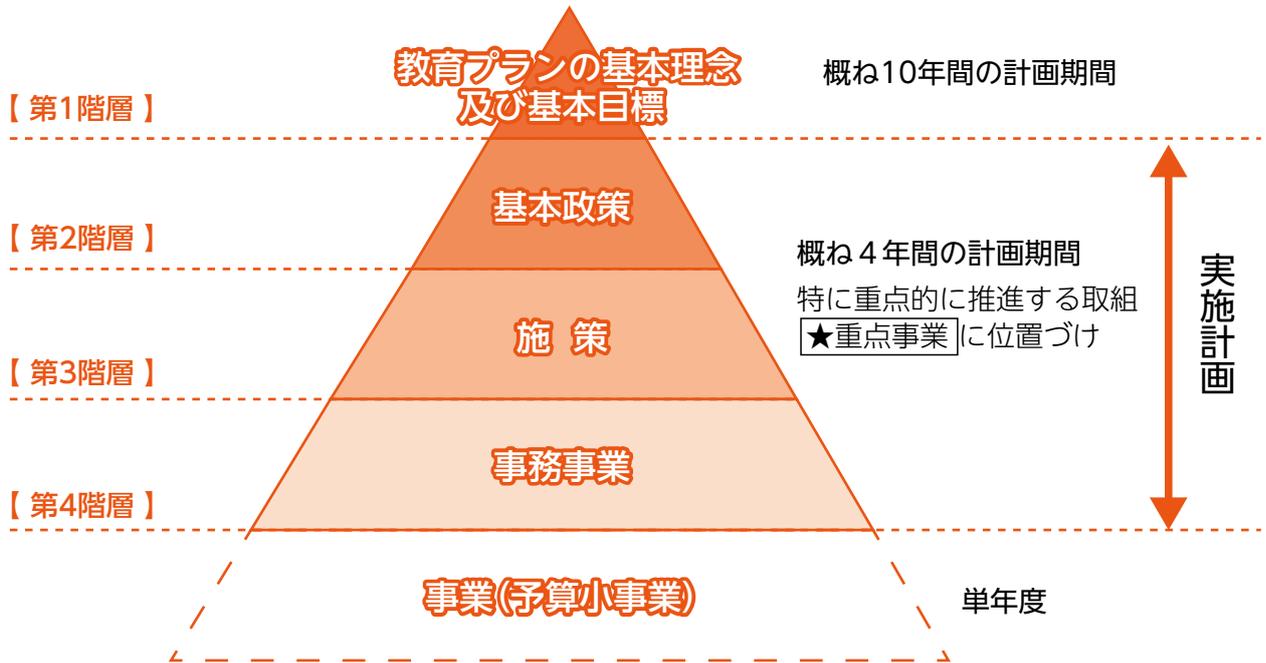
教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

ウ 教育プランの構成及び計画期間

概ね10年間の対象期間全体を通じて実現をめざすものを教育プランの「基本理念」及び「基本目標」として掲げながら、具体的な取組内容は、「基本政策」、「施策」、「事務事業」の階層で体系的に整理します。基本政策、施策、事務事業については、概ね4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。

また、各実施計画期間において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけます。

○ 教育プランの構成



○ 計画期間

(年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 基本理念及び基本目標	概ね10年間の計画期間										
2 基本政策	第1期実施計画			第2期実施計画				第3期実施計画			
3 施策	第1期実施計画			第2期実施計画				第3期実施計画			
4 事務事業	第1期実施計画			第2期実施計画				第3期実施計画			
事業											

(3)教育プランの位置づけ

教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけるとともに、本市総合計画をはじめ、教育プランと関連する計画との整合を図りながら、教育プランを策定しています。

○ 教育プランと関連する主な計画

計画名	所管局
川崎市総合計画	総務企画局
川崎市行財政改革プログラム	総務企画局
川崎市国際施策推進プラン	総務企画局
資産マネジメント第3期実施方針	総務企画局
かわさきパラムーブメント推進ビジョン	市民文化局
川崎市文化芸術振興計画	市民文化局
川崎市スポーツ推進計画	市民文化局
これからのコミュニティ施策の基本的考え方	市民文化局
脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」	環境局
川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン	健康福祉局
かわさきノーマライゼーションプラン	健康福祉局
川崎市子ども・若者の未来応援プラン	こども未来局
川崎市子どもの権利に関する行動計画	こども未来局
川崎市防災都市づくり基本計画	まちづくり局

など

(4) 基本理念と基本目標

教育プランの基本理念及び基本目標は、今後の本市の教育がめざすものを表しています。これを、令和7(2025)年度までの教育の指針となる考え方として掲げ、その実現をめざした施策を実施計画に位置づけ、推進していきます。

<基本理念>

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしづえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

社会が激しく変化するこの時代において、将来を見据えると、少子高齢・人口減少社会、グローバル化・情報化の進展、不安定な雇用状況、社会の活力の低下への対応など、多くの課題が存在します。

また、平成26(2014)年に市制90周年を迎えた本市は、利便性の高い生活環境、将来性のある産業の振興、市民との協働による文化芸術やスポーツのまちづくりなど、その強みを活かし、さらなる発展へ歩みを進めながらも、都市インフラの老朽化や社会保障関連経費の増大、今後到来する人口減少への対応など、乗り越えなくてはならない多くの課題に直面しています。

このような状況の中、これからの社会を見据え、願うのは、どのような社会状況においても、夢や希望を抱き、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動しながら、いきいきと躍動する市民の姿です。また、市民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、高め合いながら共に生きる社会の姿です。

そして、そのような市民を育て、社会をつくることが、人づくりを担う教育の大切な役割です。

「教育が人・社会の発展の礎を築く」

私たちは、これからの人・社会のために教育ができることを真剣に考え、市民と手を携えながら、教育の力で新しい川崎の未来とそこでいきいきと活動する市民を育てていきます。そして、その実現のために、教育プランの基本理念を、今後教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定め、新しい時代に向けた教育施策を推進していきます。

<基本目標>

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

変化が激しい社会においても、誰もが夢や希望を抱き、充実した人生を送るため、また社会を持続的に発展させていくためには、「生涯にわたって学び続け、自立した個人として生きていく力を一人ひとりが身につけること」、そして「自立した個人が、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、高め合う精神を持ち、生きがいのある社会を協働してつくりだしていくこと」が大切です。

人づくりを担う教育の役割を果たし、「人・社会の発展」を実現していくために、今後10年間を通して教育施策の指針となる考え方を、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとしながら、教育プランの「基本目標」として上記のように定めています。

1 第1期から第2期実施計画における主な取組状況

教育プランの具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業を体系的に整理した実施計画としてまとめています。本市では、第1期実施計画(平成27(2015)年度から平成29(2017)年度)及び第2期実施計画(平成30(2018)年度から令和3(2021)年度)に基づき、学校教育や社会教育をめぐるさまざまな課題の解決をめざし、教育施策を推進してきました。

(1) 社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成【基本政策Ⅰ】 (取組期間:第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を第1期実施計画期間中(平成28(2016)年度)に全校で実践を始め、第2期実施計画期間では、工夫・改善を図りながら取組を推進しました。
- ➡ 「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、各学校を訪問しての指導・助言や、研修会や指導資料等の配布を通じた取組事例の共有、保護者・地域への情報提供を行いました。

「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合



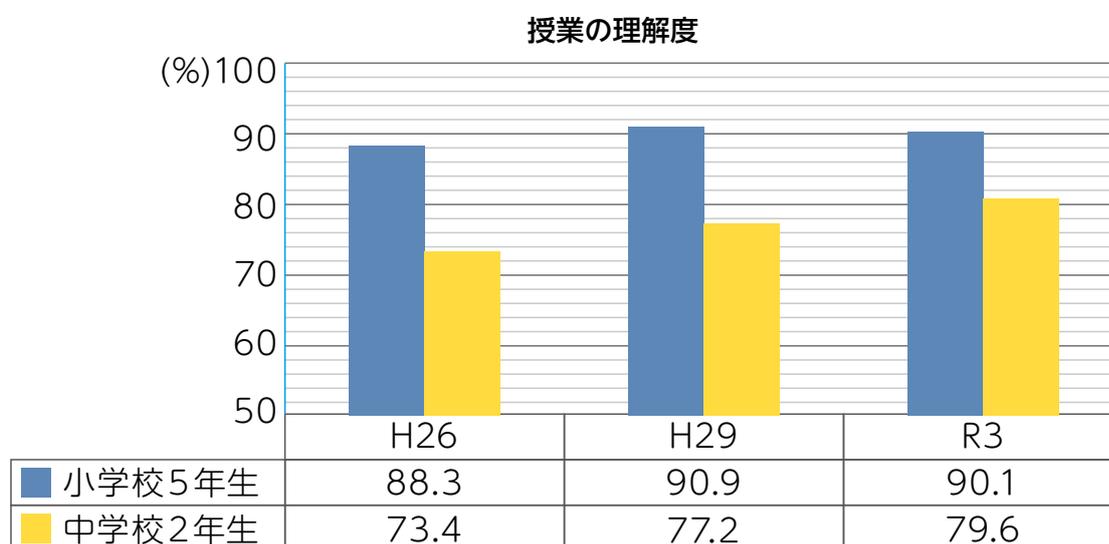
資料:全国学力・学習状況調査*

(2)「生きる力*」の育成【基本政策Ⅱ】

(取組期間:第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」をめざして、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めています。また、新しい学習指導要領*の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、「外国語指導助手(ALT*)」の配置、「英語教育推進リーダー*」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。

「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合



資料:川崎市学習状況調査*

- ➡ 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利学習や、多文化共生教育、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例*」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。
- ➡ 学校司書*の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食*の導入による「健康給食*」の推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。

(3) 中学校完全給食の実施【基本政策Ⅱ】

(取組期間:第1期実施計画における取組)

➡ 安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を進め、平成29(2017)年1月から東橘中学校、犬蔵中学校、中野島中学校及びはるひ野中学校において中学校完全給食を開始するとともに、市内3か所の学校給食センターの整備等を進め、平成29(2017)年度中にすべての中学校で完全給食を実施しました。

➡ 生徒の食生活の現状や課題、食育の観点等を踏まえて、中学校給食のコンセプトを「健康給食」と定め、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立や、地場産物を取り入れた献立を提供しています。



「かわさきそだち」の野菜スープなど、地場産物を取り入れた献立

(4) 「GIGAスクール構想」に基づく取組の推進【基本政策Ⅱ】

(取組期間:第2期実施計画における取組)

➡ 令和2(2020)年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境(校内無線LAN)について、令和3(2021)年度から授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさきGIGAスクール構想」の推進に取り組んでいます。



1人1台端末が配られた時の様子

(5) 一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援【基本政策Ⅲ】

(取組期間:第1期実施計画～第2期実施計画)

➡ 平成27(2015)年2月に本市で発生した中学生死亡事件を受けて、各学校では共感的理解に基づく児童生徒に寄り添った支援体制の整備・充実や警察等との連携強化を図るとともに、長期欠席傾向のある児童生徒を早期に把握し、対応するためのしくみを整えました。

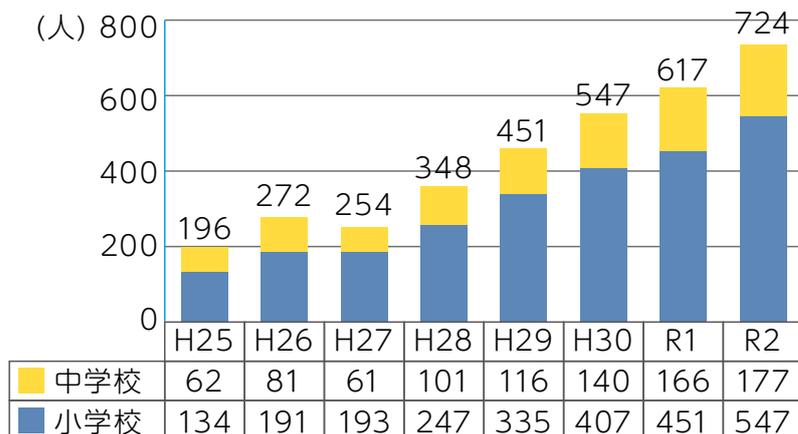
➡ 子どもが抱える多様な今日的課題に適切に対応するために、市立小学校において児童支援コーディネーターの専任化を進めてきました。平成29(2017)年度に

は全校で専任化を行い、児童への包括的な支援体制を構築し、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図っています。

- ➡ 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても発達障害*のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。

- ➡ 外国につながるのがある児童生徒に対して、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和2（2020）年度に支援体制の見直しを行い、さらなる充実を図りました。

日本語指導が必要な児童生徒数



資料：川崎市教育委員会調べ

（6）学校安全の推進【基本政策Ⅳ】

（取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画）

- ➡ 「災害時に身を守る」「災害発生時・発生後に地域に協力する」「自然環境や災害等についての基本的知識をつける」をねらいとした防災教育を推進しています。平成28（2016）年度までにすべての市立学校を学校防災教育研究推進校*として指定し、各学校において研究の成果を活かした取組を行い、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を進めています。

- ➡ 東日本大震災の被害の状況を踏まえて学校の防災機能を強化するため、すべての市立学校の体育館及び格技室の吊り天井について、落下防止対策を実施しました。

- ➡ 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダー*や地域交通安全員*を配置し、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進しています。



スクールガード・リーダーによる登下校時の見守りの様子

(7) 良好な教育環境の整備【基本政策Ⅳ】

(取組期間:第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 学校施設長期保全計画*に基づく計画的な改修(再生整備と予防保全)により、学校施設の老朽化対策、質的向上、環境対策等を実施し、教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めています。また、トイレの快適化やバリアフリー化など、教育環境の向上に向けた取組を進めています。

(8) 県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲【基本政策Ⅴ】

(取組期間:第1期実施計画における取組)

- ➡ 平成29(2017)年度から、市立小・中学校等における教職員の給与等の負担や、学級編制基準(1学級当たりの児童生徒の人数を定める基準)、教職員定数の決定権限が神奈川県から本市に移譲され、円滑かつ効果的な移管に向けた事務を遂行しました。より一層本市の実情に即した学校運営ができるよう、効果的な教職員配置に向けた取組を進めています。

(9) 教職員の働き方・仕事の進め方改革【基本政策Ⅴ】

(取組期間:第2期実施計画における取組)

- ➡ 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」(平成30(2018)年度策定)に基づき、学校給食費の公会計化*や留守番電話の設置等による業務改善・支援体制の整備、教職員事務支援員*や障害者就業員*、部活動指導員*の配置等による人員体制の確保など、教職員の負担を軽減する取組を進めるとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を推進しています。

(10) 家庭・地域の教育力の向上【基本政策Ⅵ】

(取組期間:第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 家庭環境の変容や地域社会の変化により、子育てを支えるつながりが希薄化している中で、市民館等での家庭・地域教育学級、PTAによる家庭教育学級に加えて、これまで各種講座等を受けることができなかった人に学びの機会を提供するため、新たに地域活動団体や企業等と連携した取組を進めています。

- ➡ シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学びをサポートする「地域の寺子屋事業」については、平成26(2014)年度からのモデル実施を経て、令和4(2022)年3月までに76か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。



地域の寺子屋事業学習支援の様子

(11) 社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援【基本政策Ⅶ】

(取組期間:第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ さまざまな市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆やコミュニティを創造するとともに、地域を支える活動や市民主体の学習を担う人材の育成に取り組んでいます。
- ➡ 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は、校庭、体育館、特別教室等を開放するなど、学校施設の有効活用を進めています。特に利用が少ない特別教室については、活用を推進するためのプロジェクト「Kawasaki教室シェアリング」に取り組んでいます。
- ➡ 市民館や図書館等の社会教育施設におけるサービス向上や施設の長寿命化など、生涯学習環境の整備に取り組んでいます。また、市民の主体的な学びを支援するため、市民館や図書館等の市民が自ら学ぶ拠点となる社会教育施設におけるサービス向上や長寿命化を推進して、生涯学習環境の充実に向けた取組を進めています。

(12) 文化財の保護・活用と博物館の運営【基本政策Ⅷ】

(取組期間:第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 市民の郷土に対する愛着を高め、文化の向上と発展に貢献するため、川崎市地域文化財顕彰制度*による取組など、文化財のさらなる保護・活用を推進するとともに、ボランティア等の地域人材と協働して、市民が文化財に親しむ機会の充実に向けた取組を進めています。
- ➡ 平成27(2015)年3月に国史跡に指定された国史跡橘樹官衙遺跡群*は、全国的にも貴重な歴史的文化遺産として、後世まで継承すべき史跡であるため、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」(平成29(2017)年度策定)及び「国史跡橘樹官

「街遺跡群整備基本計画」(平成30(2018)年度策定)に基づき、市民等の協力を得ながら保存・整備・活用を進めています。

- ➡ 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、新型コロナウイルス感染症の影響等で、来園・来館が困難な方などに向けて、オンラインコンテンツを活用し、活動内容を発信するなど、施設の魅力をPRしました。
- ➡ 日本民家園では、平成29(2017)年度に開園50周年を迎え、50周年記念伝統芸能公演など各種記念事業を行いました。また、かわさき宙と緑の科学館では、令和3(2021)年度の開館50周年記念事業をはじめとして、より多くの来館者に楽しんでいただくよう、さまざまな取組を行いました。

1 第3期実施計画における基本的な考え方

これまで、「第1期実施計画」(計画期間:平成27(2015)年度から29(2017)年度まで)及び「第2期実施計画」(計画期間:平成30(2018)年度から令和3(2021)年度まで)に基づき、教育施策を着実に推進してきましたが、この間、新学習指導要領の実施やGIGAスクール構想の推進等、新たに対応すべき教育課題や本市の教育をめぐる社会環境は大きく変化しています。

そのため、これまでの取組を着実に継承するとともに、さらに発展させ、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、教育プランの基本理念及び基本目標を実現するため、今後4年間(令和4(2022)年度から令和7(2025)年度まで)の取組内容を、8の基本政策、19の施策、45の事務事業に体系的に整理した「第3期実施計画」を策定します。

(1)本市をめぐる国の動向や社会環境の変化

近年、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、こうした変化を的確に捉えた取組を推進する必要があります。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症の影響、大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展及び社会のデジタル化の進展、その他、「SDGs(Sustainable Development Goals)持続可能な開発目標」の社会への浸透や、AIやビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用するSociety5.0の進展等が挙げられます。

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は、教育をはじめ社会・経済の多方面に及んでおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組が新たに求められています。

本市においても、国からの要請を受け、令和2(2020)年3月上旬から5月末までの約3か月間、市立学校全校において臨時休業を行い、学校再開後も、分散登校を取り入れるなど実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図りながら教育活動を行ってきました。

また、その後も緊急事態宣言が繰り返し発出され、令和3（2021）年8月には、第5波といわれるデルタ株の感染拡大により、夏季休業期間の延長を行いました。教育活動を再開する際には、感染の不安があり、やむを得ず登校を控える児童生徒に対し、1人1台端末を活用して授業を配信するなど、オンラインでの授業配信を実施し、在宅での学習を支援しました。一方で、学校行事については、感染状況を踏まえ、修学旅行や自然教室等の宿泊行事は延期または中止とし、運動会・体育祭は開催方法を工夫し、実施しましたが、新型コロナウイルス感染症は、子どもたちの生活や学び、心身の健康状態に大きな影響を与えることになりました。

こうした状況を踏まえ、今後も、感染対策を徹底した教育活動の実施やICTを活用した子どもたちの学びの保障、さまざまな不安やストレスを抱えて日常生活を送る子どもたちの心のケアに取り組む必要があります。

イ 大規模自然災害の発生

近年、大規模自然災害の被害が増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策に加えて、激甚化する風水害の発生に備えることが求められています。子どもたちが、安全に安心して過ごせる教育環境を確保するために、学校においては、ハード・ソフト両面から自然災害への対策を進めるとともに、地域の避難所として、防災機能の強化に取り組む必要があります。

ウ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、令和32（2050）年のCO₂排出実質ゼロをめざす、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050*」を令和2（2020）年11月に策定したところであり、日々の行動変容を促すための環境教育の充実や省エネルギーに配慮した学校施設や社会教育施設の整備など、脱炭素化に向けた取組を積極的に進める必要があります。

エ 社会のデジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。学校現場においても、GIGAスクール構想に基づく取組で、高速大容量の通信ネットワーク環境の整備と児童生徒1人1台端末が整備されたことにより、これまでの実践とICTの活用を適切に組み合わせていくことで、学びの質を向上させるとともに、学校教育における

さまざまな課題の解決につなげていくことが求められています。また、社会教育においても多様な市民ニーズに応えるべく、ICTの積極的な活用が求められています。

オ 「SDGs(持続可能な開発目標)」の社会への浸透

SDGsは、平成27(2015)年9月に国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択された国際目標です。持続可能な未来をつくるための17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」をキーワードに、ゴールの達成に向けてすべての国が行動すること、自治体も事業者も市民も含めてすべてのステークホルダーが役割を担うこと、社会・経済・環境の三側面の取組を統合的に進めることなどを特徴としています。

現在、SDGsは世界の潮流となっており、貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、平和やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を令和12(2030)年までに達成することが目標とされています。

また、本市は、公害問題をはじめとしたさまざまな課題を市民、事業者と連携して克服してきた歴史と、持続可能な社会の実現に向けた取組が国から評価され、令和元(2019)年7月に「SDGs未来都市*」に選定されました。

カ Society5.0の進展

人工知能(AI)、ビッグデータ、IoT(Internet of Things)*、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来しつつあり、社会のあり方そのものが劇的に変わる状況が生じています。このように急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

また、社会教育においては、オンラインによる取組を行う等、新しい技術を有効に活用することで、移動に困難を伴う高齢者等が参加しやすくすることや、若者が参加しやすいような活動内容に工夫をするなどして、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を進めていく必要があります。

(2) 対応すべき主な教育課題

第2期実施計画の策定から4年を経て、新学習指導要領の実施やGIGAスクール構想の推進など、新たに対応すべき教育課題に機動的に対応していく必要があります。

<新学習指導要領の全面实施>

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代背景を踏まえ、新学習指導要領では、育成をめざす資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理しています。新学習指導要領は、小学校では令和2（2020）年度から、中学校では令和3（2021）年度から全面实施されており、高等学校では令和4（2022）年度に入学した生徒から年次進行で実施されます。

新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携及び協働により、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。また、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント*の確立」が求められています。各教科等の指導に当たっては、資質・能力がバランスよく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが必要です。

<教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進>

教職員の長時間勤務が全国的な課題となる中、本市では、平成29（2017）年度に、教職員を対象とした勤務実態調査*を実施しました。調査結果では、多くの教員が「授業にやりがいを持ち、もっと授業準備に時間をかけたい」といった意識を持つ一方で、教職員の長時間勤務の実態が明らかになりました。

そのような状況を踏まえ、平成31（2019）年2月に「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、取組を推進してきました。今後も、取組の効果を検証しながら、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整えていくため、方針に基づく取組を着実に推進していくことが求められています。

<GIGAスクール構想の推進>

新学習指導要領において、初めて「情報活用能力*」が学習の基盤となる資質・能力として位置づけられました。いわゆるSociety5.0時代を生きる子どもたちの教育には、ICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、令和元(2019)年12月には、「個別最適化された学び」を持続的に実現するため、学校に高速大容量の通信ネットワーク環境(校内無線LAN)を整備し、児童生徒一人ひとりがそれぞれにPC端末を利用しながら学習を進める「GIGAスクール構想」が国から示されました。

GIGAスクール構想の実現に伴い、これまでの教育実践とICTの活用を適切に組み合わせることで、これからの学校教育は大きく変容し、さまざまな課題の解決や教育の質を向上させることが期待されています。また、災害や感染症等による臨時休業等の緊急時においても、自宅等で端末による学習を継続することで、教職員とのつながりを保ち、子どもたちの学習を保障することが求められています。

<子どもの多様化するニーズへの対応>

現在の学校現場には、特別な支援を必要とする子どもが増加しています。第1期実施計画期間から引き続き特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒は増加し続けており、また、小・中学校の通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている児童生徒も増加している状況です。さらに、外国につながるの児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒も増加しており、今後もその傾向は続いていくと予測しています。

また、児童生徒の指導上の課題として、近年、いじめの認知件数や不登校の児童生徒数が増加傾向にあり、特に小学校における不登校児童の増加が顕著に表れています。

加えて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」への支援や「子どもの貧困」への対応が求められており、経済的困窮等を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

このような中で、学校は子どもたちが安心して楽しく通える環境であることや福祉との連携、家庭や地域と連携・協働し、子どもたちの成長を支えていくことが求められています。そして、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、一人ひとりに合った支援を行い、区役所等の子育て支援・福祉関係部署等と連携し、家庭への支援の実施や子どもの多様化するニーズへ対応する必要があります。

<家庭・地域における教育力の向上>

核家族化や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化、身近な人から子育てを学ぶことや助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化していることから、子育てに不安や悩みを持つ家庭が増えており、保護者への学びの機会を提供することが求められています。そのため、地域における家庭教育を推進し、区役所等の子育て支援・福祉関係部署をはじめ、地域活動団体等と連携した取組が必要となっています。

また、GIGAスクール構想の実現や、新学習指導要領の実施をはじめとした学校教育における大きな変化とともに、学校運営協議会*の設置が努力義務化され、学校と地域の連携・協働を一層推進し、より幅広い地域住民や多様な地域活動団体等をネットワーク化することで、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるしくみづくりを行うことが求められています。また、人間関係の希薄化や少子高齢化等を背景に、子どもと大人をつなぐ多様な活動や交流の場の必要性が高まっており、それらをコーディネートする担い手の育成や民間事業者の活用等、地域の教育力の向上や持続可能な地域社会づくりに活かす取組が必要となっています。

(3) 第3期実施計画の策定

以上のような教育をめぐる現状に適切に対応していくためには、これまで本市の教育が積み重ねてきた成果を継承するとともに、さらに発展させながら、現場の実態に目を向け、新たな課題にも正面から向き合い、多様な主体と連携・協働して、計画的に取組を進めていくことが重要です。

教育委員会では、引き続き対応すべき課題並びに教育プランの基本理念及び基本目標を踏まえ、課題解決に向けて教育施策を着実に推進するため、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする「第3期実施計画」を策定しました。

2 第3期実施計画とSDGsの関係

(1) SDGs達成に貢献する教育の推進

教育は、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」として位置づけられ、「教育が全てのSDGsの基礎である」ともいわれています。目標の中には、「持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)を通して持続可能な開発を促進するために必要な知識等を習得できるようにする」というターゲットが示されています。ESDを基盤にしつつ、SDGsの視点を踏まえた教育を推進することで、多様な問題が絡み合い、解決が困難な現代の課題の重要性について、子どもたちが認識し、主体的・協働的に学び、行動するための能力・態度を育みます。

SDGsの視点が含まれる学習のアプローチとしては、キャリア在り方生き方教育・環境教育・人権尊重教育・国際教育・情報教育等があります。また、社会教育においては、SDGsの達成に向けて意識の醸成を図るためにも、SDGsについて学習する場を設定するなど、大人が学ぶ機会を増やすために支援を行う必要があります。

これらの教育活動によって、子どもたちの成長を促すとともに、持続可能な社会の創り手を育てていきます。さらに、大人も学び、意識と行動の変容につなげることにより、SDGsの幅広い目標への貢献につなげていきます。

(2) 第3期実施計画とSDGsの関係

第3期実施計画においては、教員・職員一人ひとりが「持続可能な社会づくり」や、「誰一人取り残さない」といったSDGsの理念を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら各施策・事務事業の取組を進めることを意識します。このような認識のもと、SDGsの17の目標のうち、目標4「質の高い教育をみんなに」を共通の目標とし、基本政策ごとにSDGsの目標を掲げています。



3 第3期実施計画の全体像

■プランの基本理念・基本目標

基本理念

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

■第3期実施計画(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)「8つの基本

政策」と「19の施策」及び「主な取組」

●:主な取組 ★:主な取組のうちの重点事業
 下線:第3期実施計画で新たに位置づけた事業

基本政策 I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

自己有用感や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を、小学校段階からすべての教育活動を通じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。

(施策及び主な取組)

- 1.キャリア在り方生き方教育の推進
 ★キャリア在り方生き方教育の推進



基本政策 II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。

(施策及び主な取組)

- 1.確かな学力の育成
 - 新学習指導要領に対応した総合的な学力向上
 - ★**市学習状況調査の結果の活用推進**
- 2.豊かな心の育成
 - 人権尊重教育及び多文化共生教育の推進
- 3.健やかな心身の育成
 - 小中9年間を通じた食育の推進
- 4.教育の情報化の推進
 - ★**かわさきGIGAスクール構想の推進**
- 5.魅力ある高等学校教育の推進
 - 市立高等学校改革推進計画に基づく取組の推進

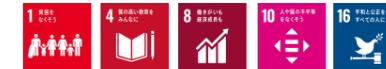


基本政策 III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育(支援教育)を学校教育全体で推進します。

(施策及び主な取組)

- 1.共生社会の形成に向けた支援教育の推進
 - ★特別支援教育の推進
 - いじめの未然防止や早期解決に向けた取組
 - かわさき共生*共育プログラムの推進
 - 不登校児童生徒の学習支援の拡充
 - ★児童生徒支援・相談活動の拡充
 - 就学等に係る経済的支援の実施



基本政策 IV 良好な教育環境を整備する

地域おける子どもたちの見守りや、防災教育の推進などにより、学校安全を推進します。「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やエレベータ設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

(施策及び主な取組)

- 1.安全教育の推進
 - 学校の防災力の向上
 - 通学路の安全対策
- 2.安全・安心で快適な教育環境の整備
 - ★学校施設長期保全計画の推進
 - 脱炭素への対応など環境に配慮した学校施設の整備
- 3.児童生徒数・学級数増加への対応
 - ★**児童生徒数・学級数増加対策**
 - 新川崎地区の小学校新設に向けた取組



基本政策 V 学校の教育力を強化する

「地域とともにある学校づくり」を推進しながら、研修等を通じて教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

(施策及び主な取組)

- 1.学校運営体制の再構築
 - 学校業務マネジメント支援
 - ★**教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進**
- 2.学校運営の自主性、自律性の向上
 - 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
- 3.教職員の資質・能力向上
 - ライフステージに応じた教職員研修の実施



基本政策 VI 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(施策及び主な取組)

- 1.家庭教育支援の充実
 - 家庭、地域教育学級などによる家庭教育の支援
- 2.地域における教育活動の推進
 - ★地域の寺子屋事業の推進



基本政策 VII いきいきと学び、活動するための環境をつくる

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながらる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。社会教育施設について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

(施策及び主な取組)

- 1.自ら学び、活動するための支援の充実
 - ★学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進
 - 効率的・効果的な図書館サービスの推進
- 2.生涯学習環境の整備
 - 社会教育施設等の環境整備の推進
 - ★学校施設の有効活用



基本政策 VIII 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

(施策及び主な取組)

- 1.文化財の保護・活用の推進
 - 文化財保護活用計画に基づく取組の推進
 - ★橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進
- 2.博物館の魅力向上
 - 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の魅力向上



4 第3期実施計画の政策体系

第1階層	
基本理念	「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標	<p>「自主・自立」</p> <p>変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと</p> <p>「共生・協働」</p> <p>個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと</p>

★重点事業に位置づける事務事業

第2階層	第3階層	第4階層			
基本政策(8)	施策(19)	事務事業(45)	ページ	所管課	
Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	1 キャリア在り方生き方教育の推進	1 キャリア在り方生き方教育推進事業 ★	29	教育政策室	
	Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	1 確かな学力の育成	1 学力調査・授業改善研究事業 ★	35	総合教育センター
			2 きめ細かな指導推進事業 ★		総合教育センター
			3 英語教育推進事業		総合教育センター
			4 理科教育推進事業		総合教育センター
			5 学校教育活動支援事業		指導課
	2 豊かな心の育成	1 道徳教育推進事業	39	総合教育センター	
		2 読書のまち・かわさき推進事業		指導課	
		3 子どもの音楽活動推進事業		指導課	
		4 人権尊重教育推進事業		教育政策室	
		5 多文化共生教育推進事業		教育政策室	
	3 健やかな心身の育成	1 子どもの体力向上推進事業	1 子どもの体力向上推進事業	42	健康教育課
			2 健康教育推進事業		健康教育課
			3 健康給食推進事業		健康給食推進室
	4 教育の情報化の推進	1 教育の情報化推進事業	1 教育の情報化推進事業	47	総合教育センター
			2 かわさきGIGAスクール構想推進事業 ★		
	5 魅力ある高等学校教育の推進	1 魅力ある高校教育の推進事業	1 魅力ある高校教育の推進事業	50	指導課
	Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業 ★	59	支援教育課
			2 共生・共有推進事業		教育政策室
3 児童生徒支援・相談事業 ★			総合教育センター		
4 教育機会確保推進事業 ★			総合教育センター		
5 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業			教育政策室		
6 就学等支援事業			学事課		

第2階層	第3階層	第4階層		
基本政策(8)	施策(19)	事務事業(45)	ページ	所管課
Ⅳ 良好な教育環境を整備する	1 安全教育の推進	1 学校安全推進事業	67	健康教育課
	2 安全・安心で快適な教育環境の整備	1 学校施設長期保全計画推進事業 ★	70	教育環境整備推進室
		2 学校施設環境改善事業		教育環境整備推進室
		3 学校施設維持管理事業		教育環境整備推進室
3 児童生徒数・学級数増加への対応	1 児童生徒数・学級数増加対策事業 ★	72	教育政策室	
Ⅴ 学校の教育力を強化する	1 学校運営体制の再構築	1 学校業務マネジメント支援事業 ★	78	教育政策室
	2 学校運営の自主性、自律性の向上	1 地域等による学校運営への参加促進事業	80	教育政策室
		2 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業		指導課
	3 教職員の資質・能力向上	1 教職員研修事業	82	総合教育センター
		2 教職員の選考・人事業務		教職員人事課
		3 教育研究団体補助事業		指導課
Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	1 家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援事業	86	生涯学習推進課
	2 地域における教育活動の推進	1 地域における教育活動の推進事業	89	地域教育推進課
		2 地域の寺子屋事業 ★		地域教育推進課
Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	1 自ら学び、活動するための支援の充実	1 社会教育振興事業 ★	94	生涯学習推進課
		2 図書館運営事業		生涯学習推進課
	2 生涯学習環境の整備	1 生涯学習施設的环境整備事業 ★	98	生涯学習推進課
		2 社会教育関係団体等への支援・連携事業		生涯学習推進課
Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	1 文化財の保護・活用の推進	1 文化財保護・活用事業	104	文化財課
		2 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★		文化財課
	2 博物館の魅力向上	1 日本民家園管理運営事業	106	文化財課
		2 青少年科学館管理運営事業		文化財課